江戸川区立小学校のいじめの重大事態に係る調査結果報告書（概要版）

令和８年 11 月９日

１．本調査について

区立小学校に在籍児童（以下「本件児童」という。）の保護者から、後記５（１）記載の事案等の、複数の児童から複数の行為がなされたこと、そしてこれらにより、本件児童が不登校状態になったことについて訴えを受けての調査である。

２．調査目的

本件児童に対するいじめの有無、及び本件児童の不登校発生までの事実関係を可能な限り明らかにすることで、本件児童の不登校の解消及び同種事態の再発防止のための方策を見出すことを目的として、調査を行った。

３．調査期間

令和７年５月 28 日から令和８年３月 21 日まで

４．調査組織の構成

江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例施行規則６条１項に基づき、令和７年４月当時江戸川区子どもの権利擁護委員であった７名の委員のうち、４名の委員（弁護士３名、公認心理師１名）を中心に調査組織が構成された。

５．調査結果

（１）いじめ防止対策推進法にいういじめの認定

① 本件児童が、児童Ｄの赤鉛筆を、児童Ｄの認識において勝手に使った後、児童Ｄに返そうとしたら、児童Ｄが「鼻ほじった手でさわったから洗って」と言ったり、「赤鉛筆は捨てて」と言ったりし、本件児童が苦痛を感じた。

② 児童Ｅが、本件児童に突っかかる言い方（具体的な表現は不明）をし、本件児童が苦痛を感じた。

③ その余の行為について、上記以外のいじめの認定をすることは困難である。上記で認めた以外に防止法上のいじめに該当する行為が一切なかったと断定することはできない。むしろ対象児童の聴取の内容からしても、少なくとも対象児童にとって苦痛に感じる環境にあったことについては高度の蓋然性を有すると思われる。

（２）重大な被害といじめとの関係性

本件児童は、令和５年 12 月 22 日から令和６年３月に卒業するまで、本件小学校を欠席し、不登校の状態にあった（この間の不登校の状態を「本件不登校」という。）。

５（１）記載の事案の後も、１年以上にわたり本件児童は登校しており、本件不登校との間に、直接的な関係性があるとは認定できない。本件不登校の間、保護者及び本件児童から、いじめを理由として欠席する、あるいはしている、との訴えがあったことが確認できないこと、本調査においても本件不登校の間にいじめ対応がなされなかった旨の訴えがないこと等も理由となる。

（３）学校の対応における問題点

①　５（１）記載の事案以外の件について、本件児童の保護者から、本件児童が児童Ａに首を絞められたようであると連絡があった際に、聞き取りを実施していなかったこと。仮に、保護者が聞き取りを不要だと言ったとしても、その内容や、保護者や児童の不安な気持ちを理解するためにも、本件児童の気持ちを聞き取るなど、当該行為をされたと言っている側への対応はなさるべきだった。また、当該行為をしたとされている児童の特性から事実確認が困難であったとしても、学年で共有しその後の対応を相談することは、必要であった。

②学校生活のアンケートにおいて、消しゴムで消した跡がある一方、聞き取りの結果の書き込みがなかった。最終的な記載がいじめに関する認識の無いことを示す「いいえ」という回答になっていたとしても、消しゴムで消した跡があれば聞き取りを行うことが望ましい。

６．提言

（１）本件小学校に対して

①　保護者からのいじめが疑われる内容の連絡が入った場合、１人で判断せず、必ず学年の教員や生活指導主任に共有し、適切かつ速やかに法の求める対応が実施できるように、いじめに関する職員用の校内研修で毎年繰り返して伝えるようにすること。

②　組織的対応を実質化させるため、会議において、情報を共有するだけでなく、課題に対してどう対応するのか意見交換を行い、組織の方針等を決定し、担任教員をバックアップできるような内容となるように検討を続けること。

③　家庭生活に課題を持つ児童の保護者への対応について、相談にのり、専門機関に繋げられることを、年度初めに保護者全体に伝えることを検討すること。

④　家庭との連携における工夫として、状況報告と事務連絡だけでなく、学校が児童のために取り組んでいることも含め、児童本人や保護者に、成果として前向きに捉えられるような伝え方の工夫を検討すること。

⑤　ケースによっては養護教諭や特別支援の担当教員、あるいは管理職などが保護者との連絡を行うことを検討すること。

（２）江戸川区教育委員会に対して

江戸川区の児童相談所は、他の都内の自治体の子ども家庭支援センターにあたる部署も含まれて総合的な養育支援がなされる機関となっているのであるから、教育委員会は、養育の課題が学校生活に影響を与えているケースについて、より積極的に学校が児童相談所と連携できるような仕組みを考えること。

（３）江戸川区に対して

①　教育機関のみならず、児童福祉機関等との連携について、子どもたちのために、常によりよい制度を検討し続けること。

②　学校だけでなく、家庭の養育に踏み込んだ積極的な提案や調整を行う部署の設置ができるとよいこと。